

---

# 新しい区役所整備基本方針

平成 26 年(2014 年)1 月

中 野 区

---

---

— 目 次 —

I 整備基本方針の位置付け	1
II 将来の区役所を取り巻く中野の姿	2
III 基本的な視点	3
IV 想定する必要施設規模	10
V 整備手法及び整備スケジュール	13

---

## I 整備基本方針の位置付け

現在の中野区役所本庁舎の建物は、昭和43年9月の竣工から45年が経過し、耐震性能に大きな問題はないものの、老朽化が進み、毎年修繕工事を行いながら使用している状況にあります。

また、建設以降の事務量の増大による職員数の増加や行政サービス機能の拡大などによる執務スペースの狭隘化、住民サービス向上を目的としたワンストップ型サービス構築にあたっての構造上の制約、防犯、安全性を高めるためのセキュリティ確保など、様々な課題を抱えています。

一方で、区は、平成22年3月に策定した「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」で、中野駅周辺地区のまちづくりに合わせ、本庁舎を現在の中野体育館の場所に移転整備することとしました。

中野駅周辺のまちづくりにおいては、中野駅北口改札、広場、東西連絡路などの第1期整備が完了し、本庁舎移転後の区役所・サンプラザ地区を含む中野駅北口整備が喫緊の課題となっています。

現在、本庁舎の配置については、公共施設の最適配置の中で検討しているところです。

本整備基本方針は、学識経験者を構成員とした中野区役所新庁舎整備検討会やオフィスづくりの専門家などからの意見を踏まえ、想定する区役所整備の視点を整理し、必要な機能の方向性を示したものです。

区役所は区民にとってのシンボリックな存在であるとともに、数十年の間使い続ける施設です。新しい区役所が、区民の皆さんにとって満足度の高いサービスを提供し続けることができるものとなるよう、今後、建設予定地が具体化した段階で、施設規模、具体的な導入機能、事業手法、建設費などについて総合的に検討し、整備基本構想、整備基本計画を策定していきます。

## Ⅱ 将来の区役所を取り巻く中野の姿

新しい区役所が整備される予定の時期以降の区役所を取り巻く中野の姿は次のとおりです。

### 1 将来人口

- 人口のピークの平成 22 年（2010 年）約 31 万人から、2040 年には 30 万人を割り込み、緩やかな減少で推移することが見込まれます。
- 区分別人口割合の推移では、0～14 歳未満が平成 22 年（2010 年）8.3%から 2040 年 7.3%へ、15～64 歳が 2010 年 71.2%から 2040 年 59.5%へ、また、65 歳以上は 2010 年 20.4%から 2040 年 32.8%に推移することが予想され、現在と比べると著しく生産年齢人口が減少し老年人口が増加しています。

（以上この項、「平成 21 年度中野区政策研究機構の人口推計結果」より）

### 2 中野駅周辺のまちの姿

- 区全体を「持続可能な活力あるまち」へとけん引する中野区の中心拠点として、多様な都市機能が集約された「東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」となっています。
- 企業や教育・研究機関などが集積し、最先端の業務拠点として、誰もが「働き、学び、楽しむまち」となっています。
- 多様な表現・文化活動や ICT・コンテンツなどの関連産業が集積し、新たな文化・情報が生まれ、国内外に広がる個性豊かな文化発信拠点となっています。
- 安全で快適なまちなみ、充実した商業空間、安心して健康を維持できる生活、多世代が居住するコミュニティが形成され、最高レベルの生活空間となっています。

### 3 区役所を取り巻く社会状況

- 老年人口の増加などの人口構成の変化や区民ニーズの多様化に伴い、これまでにない新たな施策が生じています。
- 区職員が対応する業務は、区民サービス窓口や福祉施設などの直接処遇から、政策立案、民間サービスの調整・監視・評価業務、民間活力のコーディネート、地域におけるソーシャルワークなどへ、今以上に比重が移っています。
- 区役所の業務は、区民サービスや事務処理の効率化や事務改善が進むとともに、アウトソーシング、民営化が更に拡大しています。
- ICT（情報通信技術）が更に発達し、コビキタス社会が実現しています。
- 民間事業者やNPO団体などによる公共公益活動が今以上に活発化し、行政以外の者が公共公益活動を担う比率が高まっています。
- 電力消費抑制や再生可能エネルギー活用が進み、省エネルギー型の施設、設備の技術が発展し、環境配慮型の社会が一層進展しています。

### Ⅲ 基本的な視点

新しい区役所を整備する上での基本的な視点を、中野区役所新庁舎整備検討会の議論や専門家の意見などを踏まえ、取りまとめました。視点及び視点ごとに想定する整備内容は次のとおりです。

視	点	想 定 整 備 内 容
【視点1】 区民にとって価値ある 公共サービスの提供	おもてなしの心を持ってサービスを提供する区役所	おもてなしの心を持った接客
		ワンストップ・クイック型サービスの充実
		受付・相談窓口、待合スペースの環境整備
	誰もが利用しやすい区役所	変化に柔軟に対応できる窓口サービス
		ユニバーサルデザインを取り入れた本庁舎整備
		本庁舎内外のスムーズな移動動線の確保
いつでもどこでも利用できる行政サービス	アクセシビリティの確保	
	電子手続きの充実、利便性の拡大	
【視点2】 区民の幅広い交流や公共 公益活動の支援、振興の拠点	区民に親しまれ、開かれた区役所	地域の身近な窓口の充実
		区民交流スペース(多目的スペース)の確保
		区民利用スペースのオープン化
	区民自らが主役となる区役所	中野のシンボル性の確保
		公共公益活動支援機能の拡充
交流の拠点としての区役所	公共公益活動団体の窓口などの設置	
情報発信の拠点としての区役所	交流拠点の整備	
【視点3】 区民の安全を守る拠点	安全安心に配慮した区役所	多様な情報発信技術の活用
		事件・事故の未然防止対策の実施
	災害対応能力の高い区役所	セキュリティの確保
		災害対策本部機能の充実
知的生産性が高い区役所	災害対策の拠点機能の導入	
	区役所の自立性、事業継続性の確保	
	効率的で創造性の高い執務空間の確保	
【視点4】 高度な政策立案を可能とする 安定的、持続可能な行政機能	将来の変化に柔軟に対応できる区役所	快適な執務環境の確保
		情報通信機器やAV機器の拡充
		維持管理しやすい本庁舎
	環境に配慮した区役所	執務スペースにおけるユニバーサルレイアウトの導入
		行政需要の変化に対応できる柔軟なスペースの確保
【視点5】 区民の負託に応え、区民に開かれた議会活動	議会が区民の負託に応え、また、区民に開かれた議会として、議会活動の一層の充実が図れる施設の整備	グリーン庁舎の実践
		ヒートアイランド対策

## 【視点1】 区民にとって価値ある公共サービスの提供

### 1 おもてなしの心を持ってサービスを提供する区役所

来庁した全ての皆さんが満足していただけるよう、職員の接客、提供するサービス内容、フロアデザインや案内などに配慮した「おもてなしの心」あふれる区役所を実現します。

#### ◆ おもてなしの心を持った区役所

本庁舎内には、総合案内機能を充実させるとともにフロアマネジャーを配置し、来庁者の目線に立った適切な案内を確保します。

#### ◆ ワンストップ・クイック型サービスの充実

総合窓口受付システムの構築やテレビ電話の導入などを検討し、取扱い業務の拡大、手続き時間の短縮を図り、現本庁舎で行っているワンストップ型サービスを更に充実させます。

#### ◆ 受付・相談窓口、待合スペースの環境整備

受付・相談窓口は、個別ブースの導入などにより区民のプライバシーに配慮するとともに、ワンストップ型サービスに対応したカウンターや椅子を配置し、人に優しい、機能的な窓口とします。

また、待合スペースは、情報端末ディスプレイの設置、周辺へのラウンジ、キッズコーナー、授乳室などの配置を検討し、待ち時間を快適に過ごせるよう工夫します。

#### ◆ 変化に柔軟に対応できる窓口サービス

新しい区役所の整備に合わせて、夜間・休日の窓口開庁時間や取扱いサービスの拡大を検討し、ますます多様化する区民のライフスタイルに合わせた窓口サービスを提供します。

また、今後の窓口の開庁時間、サービスの変化に柔軟に対応できる窓口配置を配置します。

### 2 誰もが利用しやすい区役所

高齢の方、障害のある方、お子さんを連れた方など、来庁した全ての皆さんが不自由なく本庁舎を利用し、来庁の目的を済ますことのできる区役所を実現します。

#### ◆ ユニバーサルデザインを取り入れた本庁舎整備

窓口のローカウンター化、ロビー、廊下、トイレ、エレベータの車いす対応、外国からの来庁者への多言語による案内表示など、全ての人に優しい庁舎として、ユニバーサルデザインを取り入れた本庁舎とします。

#### ◆ 本庁舎内外のスムーズな移動動線の確保

案内、サインは誰にでもわかりやすいものとし、出入り口や駐車場からもスムーズに移動できるよう、本庁舎内のレイアウトや本庁舎内外の適切な動線を確保します。

また、エスカレータの設置やエレベータの運用方法の最適化により、本庁舎内の移動をストレスなく行えるよう工夫します。

## ◆ アクセシビリティの確保

誰もが区役所に来庁しやすいよう、駐輪場、バイク置場、駐車場及び障害のある方等の専用駐車スペースについては敷地内外に適正数を確保します。

また、公共交通機関であるバス、タクシーの乗降場所の配置についても検討します。

## 3 いつでもどこでも利用できる行政サービス

今後ますます高度化、多様化するICT（情報通信技術）や民間が提供するサービスを活用するとともに、すこやか福祉センターなどの地域施設と連携して「24時間365日どこでも区役所」を実現します。

## ◆ 電子手続きの充実、利便性の拡大

できる限り家に居ながらにして必要な手続きができるよう、電子申請手続きの利便性を向上させます。

また、テレビ電話システムなどの利用を検討し、家に居ながらにして、双方向で相談や問い合わせにも対応できる環境を整備します。

## ◆ 地域の身近な窓口の充実

区民にとってできる限り身近な窓口でサービスを受けられるよう、地域事務所、すこやか福祉センターなどの機能を充実させるとともに、コンビニエンスストアで取扱っている証明書の発行については、取扱う証明書の種類を増やしていきます。

## 【視点2】 区民や団体の幅広い交流や公共公益活動の支援、振興の拠点

## 1 区民に親しまれ、開かれた区役所

区民が日常的に集い交流する場として、区民の交流スペースを配置し、様々な世代の区民に親しまれる交流、ネットワークの拠点としての区役所を実現します。

## ◆ 区民交流スペース(多目的スペース)の確保

本庁舎の低層階には、区民が集い交流するスペースを配置することを検討します。なお、このスペースは、平常時には、絵画展示ギャラリーやコンサートホールなどとしての利用を、災害発生時には、救援物資の集積場所、災害時ボランティアの活動場所として活用します。

## ◆ 区民利用スペースのオープン化

区民に親しまれ、開かれた区役所とするため、セキュリティに配慮した上で、休日など閉庁時でも本庁舎の区民利用スペースを極力開放します。

## ◆ 中野のシンボル性の確保

本庁舎の設計にあたっては、周辺環境との調和と、中野区のシンボルとなるデザインを検討します。

## 2 区民自らが主役となる区役所

区内公益団体など、公共・公益サービスの担い手と良質なサービス確保のための支援拠点としての区役所を実現します。

◆ **公共公益活動支援機能の拡充**

区内の公共・公益活動を担う団体をサポートする拠点の設置、区民同士の協働のワークスペースの確保などにより、公共・公益サービスの担い手を育成します。

◆ **公共公益活動団体の窓口などの設置**

区役所の窓口と共に、福祉や子育てなど区民生活を応援する活動を展開する団体の窓口や相談室を配置し、行政サービスとともに多様なサービスを提供することにより、区民の利便性を高めます。

**3 交流の拠点としての区役所**

国内外の姉妹都市、友好都市との交流、区内の産・学・公連携など、区内外の交流の拠点としての区役所を実現します。

◆ **交流拠点の整備**

友好、姉妹提携している自治体や里まち連携の自治体との日常的な交流、産・学・公との連携などの機能を確保し、より実のある交流、連携を進めます。

**4 情報発信の拠点としての区役所**

多様な情報発信技術を活用して、区民にとって価値ある情報を日々発信し続ける区役所を実現します。

◆ **多様な情報発信技術の活用**

ホームページ、ソーシャルメディア、ケーブルテレビなどに加え、今後も、多様化、高度化する情報発信技術を積極的に採り入れ、情報発信方法をより多チャンネル化することにより、区民がアクセスできる情報を拡充します。

更に、行政情報発信の拠点にとどまらず、情報発信技術の活用を区民に広げるため、区民相互の情報発信を支援します。そのための情報発信ツールの利活用のルールを確立を図ります。

**【視点3】 区民の安全を守る拠点**

**1 安全・安心に配慮した区役所**

施設の安全管理はもちろんのこと、情報漏えいに対するセキュリティ確保など、事件・事故の未然防止に配慮した、安全・安心な区役所を実現します。

◆ **事件・事故の未然防止対策**

階段での転倒事故、廊下での衝突など、不測の事故が生じないように、必要な安全対策を講じます。

また、敷地内はできる限り死角のない空間とするとともに、適切に照明を配置するなど、安心感の持てる本庁舎とします。



## ◆ セキュリティの確保

本庁舎内の個人情報など様々な資産を保護するため、フロア構成や設備の配置計画を十分に検討します。その上で、来庁者、職員の立入区分の設定や出入口の分離、ICカードによる入退室管理など、必要なセキュリティ対策を講じます。

また、システム上の情報漏えいや不正アクセスに対するセキュリティを強化します。

## 2 災害対応能力の高い区役所

現在の防災センターの機能を拡充するとともに、災害時ボランティアの活動場所や備蓄倉庫などを配置することにより、自然災害や大規模事故などに対する災害応急対策、災害復旧・復興の拠点として、災害対応能力、自立性・事業継続性の高い区役所を実現します。

## ◆ 災害対策本部機能の充実

災害時の状況を即座に把握し迅速に対応できるよう、災害対策本部設置時に職員が対応にあたるスペースの確保と機能的な配置、各種対応システムの充実などにより、災害対策本部機能を高めます。

## ◆ 災害対策の拠点機能の導入

平常時には、区民が集い交流するスペースを活用し、救援物資の受け入れ場所、災害時ボランティアの活動場所など、災害対策の拠点機能を導入します。

なお、導入にあたっては、中野駅周辺に立地する企業や大学との連携や役割分担を十分に検討します。

## ◆ 区役所の自立性、事業継続性の確保

新庁舎の構造は、防災拠点として十分な耐震性能を備えた構造とします。

また、大地震などによりライフラインが停止した場合に備え、非常時のバックアップ機能（自家発電による電力供給、通信回線の多重化など）の確保や災害対策従事職員の食料、飲料水の備蓄などにより、災害時における区役所の自立性、事業継続性を確保します。

## 【視点4】 高度な政策立案を可能とする安定的、持続可能な行政機能

## 1 知的生産性が高い区役所

働く職員の創造性や仕事の質、効率性が高まり、十分な成果を残すことができる区役所を実現します。

## ◆ 効率的で創造性の高い執務空間の確保

執務空間は、ワンフロア化<sup>\*1</sup>することで、フロアの有効活用と職員のコミュニケーションを促進するものとします。

なお、受付・相談窓口のバックオフィスのレイアウトについても、ワンストップ・クイック型サービス提供にふさわしい機能的な動線確保や什器類の配置など、職員が効率的に働くことのできるものとします。

◆ 快適な執務環境の確保

採光や空調、机や椅子などの什器類などに配慮し、会議室や打合せコーナーなどのコミュニケーションスペース、休憩室やリフレッシュコーナーなどのアメニティスペース、コピー室や書庫などのストレージスペースを適切に配置することにより、職員が最大限能力を発揮できる執務環境を整備します。

◆ 情報通信機器やAV機器の拡充

本庁舎内の情報システムや情報機器は、ユニファイドコミュニケーション技術<sup>※2</sup>などの採用を検討し、効率的な業務執行と円滑な職員のコミュニケーションを支えるものとします。

また、会議室へのAV機器の設置により、効率的会議運営による時間の有効活用、紙媒体による資料の削減を図ります。

※1 ワンフロア化とは、フロア全体をできる限り広く取り、視線を遮る柱や壁、家具を極力排除するオフィス計画のことです。

※2 ユニファイドコミュニケーション技術とは、様々な通信手段やコミュニケーション手段を統合することで、これまでにないコミュニケーションの方法を実現しようとする試みのことです。音声通話やFAX、電子メールなど、従来それぞれの手段に応じて使い分けられてきたものを、その長所を生かしつつ一つのシステムに統合することで、より柔軟な機能を提供し、効率化や生産性の向上、コスト削減を実現しようとするものです。

## 2 将来の変化に柔軟に対応できる区役所

将来の区役所の役割や行政組織の変化に柔軟に対応でき、施設の維持管理や将来のリニューアルが容易で、ランニングコストが軽減された区役所を実現します。

◆ 維持管理しやすい庁舎

本庁舎の構造は、スケルトン・インフィル<sup>※3</sup>などの考え方を導入することで、長期間の使用に耐え、将来必要となる改修の効率化、ライフサイクルコストの低減を図ることのできるものとします。

◆ 執務スペースにおけるユニバーサルレイアウトの導入

オフィスのワンフロア化と併せて、職員全員のデスクや家具・什器類も標準・共通化するユニバーサルレイアウト<sup>※4</sup>を導入することにより、業務の繁閑や組織改正にも効率的に対応します。

◆ 行政需要の変化に対応できる柔軟なスペースの確保

本庁舎内のレイアウトの検討にあたっては、ユニバーサルレイアウトの採用による効率的な配置で、できる限り余裕スペースを確保し、将来の行政需要の変化に柔軟に対応します。

※3 スケルトン（建物の骨格・構造体）とインフィル（建物の内装・設備）とに分けて考え、インフィルが干渉しない耐久性の高い構造体をつくることによって、内外装・設備・間取りを自由に変更できるようになり、時々の需要の変化に合合わせることができるため、建物の長寿命化が可能となります。

※4 ユニバーサルレイアウトとは、組織変更があっても基本的にレイアウト変更をせずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なワークプレイスのことです。役職や業務特性にかかわらず、徹底したレイアウトの標準化を行ない、フレキシブルにワークプレイスを運用することによって、組織変更時でも、移動費用が大きく削減できるメリットがあります。また、従来の縦割りだったワークスタイルから、プロジェ

クトを中心とした配置ができるなど、単にオフィスコストを抑えるだけではなく生産性向上のための効果もあるされています。

### 3 環境に配慮した区役所

再生可能エネルギーの有効利用、高効率な設備機器の積極的な採用など、環境負荷を低減した区役所を目指します。

#### ◆ グリーン庁舎の実践

「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）<sup>※5</sup>」として、太陽光、太陽熱、雨水など自然エネルギーを積極的に利用し、ライフサイクルを通じての環境負荷の低減に配慮した本庁舎を整備します。

#### ◆ ヒートアイランド対策

本庁舎敷地には、積極的に公開空地を設け緑化することとし、屋上緑化などと合わせてヒートアイランド対策を施した施設を整備します。

※5 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）とは、「環境基本法」（平成5年法律第91号）の理念に則り、「環境配慮型官庁施設計画指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成17年3月策定）を踏まえ、その計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した官庁施設をいいます。

## 【視点5】 区民の負託に応え、区民に開かれた議会活動

議会が区民の負託に応え、また、区民に開かれた議会として、議会活動の一層の充実が図れるよう、外部からのアクセスに配慮した配置や必要なスペースを確保します。

## Ⅳ 想定する必要施設規模

本庁舎の規模は、配置する機能のほか、将来の人口や職員数の推移はもとより、ICT（情報通信技術）などの社会状況の進展にも影響を受けます。更には、今後の地方分権改革の流れによっては、国や都の事務移管により区が扱う事務の範囲と量が増大する可能性もあります。

新しい区役所は、上記のような変動要因を勘案し、将来の行政需要の変化に柔軟に対応できる規模を確保する必要があります。

### 1 施設規模の変動要因の考え方

#### (1) 将来人口

「I 将来の中野の姿」で示れたとおり、中野区の人口は将来的に緩やかな減少で推移すると考えられます。

#### (2) 将来職員数

本庁舎内職員数は、現在の本庁舎建設当時935人（昭和44年12月現在）でしたが、その後の事務量の増大によって、現在は1,123人（平成24年4月1日現在、再任用職員、非常勤職員や臨時職員は含まない。）となっています。

また、平成12年から平成24年までの間の本庁舎内職員数の全職員数に占める割合は、平成12年が37%でしたが、平成24年には52%と半数を超える状況となっています。区職員の担う役割が変化しアウトソーシングも進むことにより、将来的に職員の総数は減少傾向にありますが、地方分権改革などで権限や事務が移譲される可能性もあるので、本庁舎内の職員数に大幅な増減はないと考えられます。

#### (3) 区民サービス提供窓口

3月・4月のピーク時には1日に3,000人近くの区民の方々が来庁する状況<sup>\*1</sup>となっています。このため、十分な待合スペース<sup>\*2</sup>が確保できない、通行部分が狭く安全性に危険があるなどの課題が発生しています。

「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」では、ワンストップ型の総合窓口を整備していくこととしましたが、現在の本庁舎では、「必要とする面積が確保できない」、「柱の影響でレイアウトの変更ができない」など、本来の望ましい姿に到達するためには、構造上の様々な制約が生じています。

区民サービスの提供窓口を集中させて、できる限り来庁者が本庁舎内で移動する距離を短くするとともに、来庁者数のピーク時期でも、適切なおもてなしができるサービス提供・相談・待合のスペースを確保する必要があります。

#### (4) 執務スペース

現在の本庁舎は、その中で働く職員数の増加により、昭和57年の8・9階の増築にもかかわらず、執務スペースが手狭になっています。

現在、庁内の執務スペースは8,119㎡で、旧総務省地方債算定基準の換算職員数で割り

返すと4.36㎡/人となり、旧総務省地方債算定基準の職員一人当たり面積4.5㎡を下回る結果となっています。

また、本庁舎内では、1,123人のほか再任用職員や非常勤職員、臨時職員も職務を行っていることから、実際には更に面積基準を下回っていると言えます。

#### (5) 災害対策拠点機能

本庁舎は災害時に災害対策の拠点となります。被災状況を把握する機能、情報の収集・分析・処理・伝達を行う機能や、対策の立案・審議を行う機能を備える必要があります。

現在、本庁舎2階には、区の災害対策の拠点となる防災センターが設置されています。しかし、対策室のスペース<sup>※3</sup>が狭いため、災害対策に従事する職員の多くは平常時の執務場所で対策業務を行っており、防災センターとの連絡は電話又は防災無線により行っています。本来は、本庁舎内の災害対策機能は一か所に集中することで、指示命令・報告の即応性が発揮されると考えられます。

また、災害からの復旧・復興の拠点としての機能も必要です。現在の本庁舎内には、災害対策のための備蓄倉庫はなく、復旧時に多くの災害救助物資やボランティアを受入れるためのスペースもありません。

災害の復旧時には、これらのスペースの有無も早期の復旧・復興にとって大変重要な要素となってきます。

#### (6) 区民が集い交流する機能

災害対策拠点機能のスペースの一部を平常時に使用することを想定します。

#### (7) 区民の公共公益活動の支援、拠点機能

区民サービス提供窓口スペース（待合部分）の一部に配置することや災害対策拠点機能のスペースの一部を平常時に使用することを想定します。

※1 平成21年3月25日調査より。

※2 現本庁舎の1階戸籍住民分野の事務室、区民の待合スペースは約1,838㎡です。

※3 現本庁舎内の防災センターの面積は170㎡です。

## 2 想定する必要施設規模

現在の本庁舎の状況、職員数の見込み、新しい区役所に求められる機能について考察した結果として、本基本方針における新しい区役所の必要施設規模を約30,500㎡と想定します。

### ■想定する必要施設規模

項目	想定規模	備考
一般行政機能、議会機能	※1 29,000 ㎡	
災害対策拠点機能	1,500 ㎡	災害対策機能の一部を平時に使用することを想定します。
区民が集い交流する機能		
区民の公共公益活動の支援、拠点機能		
合計	※2・3 30,500 ㎡	

※1 想定施設の一般行政機能、議会機能は、旧総務省地方債算定基準により平成 24 年 4 月 1 日現在の本庁舎内及び中野区保健所の職員数をもとに算出した数値です。

※2 駐車場、駐輪場については、敷地内外に適正数を確保することとし、算定から除外しています。

※3 東京都第三建設事務所については、算定から除外しています。

### ■【参考】現本庁舎の施設規模

項目	規模	備考
一般行政機能、議会機能	22,087.2 ㎡	
災害対策拠点機能	(170.0 ㎡)	一般行政機能に含んでいます。
東京都第三建設事務所	2,747.1 ㎡	
駐車場	3,732.5 ㎡	地下駐車場のみの面積です。
合計	※1 28,566.8 ㎡	

※1 現本庁舎の全体面積は中野区公有財産簿の数値です。内訳の数値は図面から計算した数値であり、実測値ではありません。

## V 整備手法及び整備スケジュール

### 1 整備手法

新しい区役所の整備にあたっては、公共施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる一連の業務を民間資金や経営能力・技術的能力を活用して行うPFI手法など、いくつかの整備手法が考えられます。

今後、財政負担を少しでも軽減するため、様々な事業手法を導入することを視野に入れ、導入した場合の収支、スケジュールへの影響、リスク負担などを総合的な視点から検討していきます。

### 2 整備スケジュール

新しい区役所は、「中野駅周辺まちづくりランドデザイン Ver.3」で示した今後の中野駅周辺まちづくりの展開にあわせて整備していく必要があります。

整備スケジュールは、今後、整備手法の検討や中野駅周辺整備にかかる事業全体の検討の中で調整していきます。

#### ■今後の想定整備ステップ

- 整備構想の策定
- 整備基本計画の策定
- 基本設計・実施設計
- 整備工事
- 開設